い、こう答える生徒はいるんですよ。それを、一般的に国民の中に統一した定義もないのに、これを理解していただきたいというのは、私はとんでもないと思います。

もう1回、提出者の皆さんにお伺いします。

この法律に定義されている、今回皆さんが出された部落差別の解消の推進に関する法律案で言うところの、存在する部落差別というものは、誰が誰に対してどのような行為を行い、その結果、誰が誰に対して何を認定するものなのか、法文上、定義がどうなされているか、誰でもいいから答えてください。

○山口（壮）議員　この法案では、今回、理念法ということにとどめました。したがって、財政の援助あるいは処罰とかいうものは一切外しています。

我々が今念頭に置いているのは心理的な差別です。そのことをあえて定義という格好で限定するということは、心理的な側面を持った今の差別に対して果たして適切なのかどうかというところから、私はむしろ、部落の出身者であることをもって差別される、そういう一般的な理解でもってよしとするというふうに考えた次第です。

○清水委員　一般的な理解では困ると思うんです、法律ですから。

これは部落差別だと誰かが主観的に認定すれば、もう際限なくこの法律の濫用を生み出しかねないわけですよ。

同和対策事業の復活や、あるいは確認・糾弾活動の根拠となり得るもので、歴史的な到達をゆがめ、同和問題の解決の本流を逆流させるような重大な局面にあると私は言わなければなりません。

そして、法律案の第6条では、曖昧な定義の「部落差別の実態に係る調査を行うもの」とあります。

これは、何をどう調査するんですか、提出者の方にお伺いします。

○山口（壮）議員　特別措置法において、物理的な環境面での議論が終わったとはいえ、いわゆる結婚、みんな心理的な話ですね。その中で侵犯事例として出てきているものはありますけれども、実際には、我々がふだんの政治活動においても実態をよく肌でわかっているように、実はもっともっと多いんじゃないのかなということはよく感じています。だけれども、みんな外にはなかなか言えないですね。

そういう意味で、実態について我々はもっと詳しく現実を受けとめる、そういう調査が必要なんじゃないか、そういう趣旨で書いた次第です。

○清水委員　今言われたような内容については、この法律案からは全く読み取れません。

私は、こんな定義の定まらない実態調査をやるということになると、結局、何を調べることになるか。出身地あるいは血筋、こういうものを特定していくことが実態調査の中に入っていく。これこそプライバシー権の侵害ですし、もともと封建時代に日本の施政下になかった北海道や沖縄、こういうところにも部落差別の実態調査をやらなきゃならない。どんどんこれが拡大されていくことになるんじゃないですか。

今回の法律ができることによって、新たな差別を掘り起こしたり、特定の地域と住民を部落と示唆し得るものであり、まさしく理念法をつくること自体が部落差別を固定化、永久化するものだと言わなければなりませんが、いかがでしょうか。

○山口（壮）議員　この実態調査については、もちろん、新たな差別を生むことが絶対にあってはならないというふうに考えています。

それから、先ほど御懸念されたような糾弾、これも一切ないようにということをかなりきちっと心がけて条文をつくったつもりなので、その意味では、その点も御懸念に当たらないのかなと。

○清水委員　ここに、「部落解放基本法制定要求の取扱いについて」という、昭和61年1月27日、自由民主党政務調査会、政発1号というものを持ってきました。これは、自由民主党所属の衆議院議員、参議院議員各位に送られたものであります。

こう書いていますね。「現在、一部民間運動団体等により、『部落解放基本法』制定に対する署名の協力要請が展開されております。部落差別の解消を目的とした法律を基本法として制定することは、その被差別対象地域及び住民を法的に固定化させるという、極めて重大な政治的、社会的結果を惹起する恐れがあり」署名要求活動には一切応じないようにと自民党の政務調査会が出しているんですよ。この認識はいつ変わったんですか。

これこそ、私は、同和問題を解消する運動の本流だと言わなければなりません。

部落問題に対する非科学的な認識や偏見に基づく言動が、その地域社会で受け入れられない状況をどうつくり出すかということを国民、市民が真摯に議論するということが大事であり、定義もない法律を一律に押しつけるというようなことは、絶対あってはなりません。

政府自身も、33年間、16兆数千億円を費やして同和対策の特別法をやってきた。２００２年３月、14年前に終結したわけですよ。終結するときも、全国の精緻な生活実態と国民意識調査を十分に実施、分析して、審議会で各界からの意見を聴取して、議論を重ねて、万全を期して終了したんです。その経緯や関係者の血のにじむような努力を乱暴に無視するような今回の法案は、絶対に認められません。

私は、廃案にすることを強く求めて、質問を終わります。

---

## 「部落差別の解消の推進に関する法律案」に反対します。

１．急浮上した部落差別解消法の狙い

過去部落問題は運動の対立と分裂の誘因に利用された経過があります。

１９７０年代に成立した革新自治体も部落問題で分断されました。

今日、戦争法廃止をめぐる野党共斗による選挙協力が画期的に進展する情勢の下で、その分断をはかり国民を管理する意図で急浮上したと指摘できます。

２．立法事実が存在しません。

法案は部落差別の存在を前提としますが、それは誤りです。

今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決しており、社会生活上、部落や同和という言葉は死語になっています。その実態に即して、各界の意見聴取と慎重な検討を経て同和対策特別措置法以降の地対財特法も２００２年３月末で終了しています。２０００年に自民、公明などによる議員立法の人権教育啓発推進法によって行われてきた「同和教育、解放教育」は、自治体や学校に無用の混乱をひきおこしており、廃止されるべきものです。法案は必要な教育及び啓発を行うと定めていて、無反省です。

３．法案は、結婚、就職差別に加えて、情報化の進展によるインターネットへの悪質な書き込み等を理由としますが、法務省人権擁護局の統計調査でも同和問題に関する侵犯事件は全体の０．６％にすぎず、悪質として「説示」を必要としたのは２件で、悪質で深刻な差別の実態があるとはいえません。

インターネット上の書き込みは、プロバイダー責任法で削除するなどで対処して、言論で克服すべき課題です。

法案のように「差別者」を懲らしめることでは、差別は陰湿化するだけです。

４．法案は「部落差別の解消」をうたうことで、部落と部落外を永久に分け隔てて、部落問題という社会問題を永遠に残すことになります。

法案は「差別の実態調査」を国や自治体に要請します。しかし、特別法の終結で「同和地区」「同和関係者」という行政上の概念は消滅しています。「調査」は差別が根深く存在しているとの誤った理解を国民に拡げ、プライバシーを侵害し、特定の地域と住民を「部落」と示唆し、住民の平穏な社会生活を侵害します。まさに有害無益の国費の浪費になります。

５．法案は、政府が２００２年以降も一般対策の名で温存する雇用保険給付延長、保育所への保育士加配、隣保館での相談事業、児童生徒支援加配教員の偏向配置などの事業、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金支出等を継続して国民に特別視を強いている事業に法的根拠を付与し、同和利権を永久に残すものです。

６．私たちは、この法案は社会問題としての部落問題が基本的に解決しているのに、立法根拠があいまいなまま恒久法を制定して、国民に「解消」を義務づけ部落差別と同和利権を固定して永久化する悪法として、国会成立に断固反対します。

２０１６年５月２４日
全国地域人権運動総連合
議長　丹波正史

---

### 総理府に設置された地域改善対策協議会「意見具申」（１９８６年）

―４　差別行為の法規制問題―（以下引用）

差別行為は、もちろん不当であり、悪質な差別行為を新たな法律で規制しようという考え方も心情論としては理解できないわけではないが、政策論、法律論としては、次のような問題点があり、差別行為に対する新たな法規制の導入には賛成し難い。

（１）～（３）略

（４）結婚や就職に際しての差別行為を処罰することについては、憲法上保障されている婚姻、営業等の自由との整合性が確保されなければならない。結婚差別については、それを直接処罰することは、相手方に対して意に反する婚姻を強制することにもなりかねず、憲法に抵触する疑いも強いと考えられる。また、就職差別を直接処罰することについては、現行労働法体系は、企業に対して採用時における契約の自由を認めており、求職者の採否は、企業がそのものの全人格を総合的に判断して決めるものなので、採用拒否が同和関係者に対する差別だけによるものと断定して法を適用することは、極めて困難と考えられる。

（５）差別投書、落書き、差別発言等は、現刑法の名誉毀損で十分対処することができる。

対処することができないもの、例えば、特定の者を対象としない単なる悪罵、放言までを一般的に規制する合理的理由はない。特に悪質なものを規制するとしても、その線引きを明確にすることは著しく困難である。

（６）立法上必要とされる「部落」、「同和地区」、「差別」等の用語については、行政法規において定義することは可能であると考えられるが、刑事法規に必要とされる厳密な定義を行うことは難しく、明確な構成要件を組み立てることは極めて困難である。